

市内建設工事入札参加資格者 各位
市内建設コンサルタント等の
業務入札参加資格者 各位

佐久市長 柳田 清二

建設工事及び建設コンサルタント等の業務における
「最低制限価格及び失格基準価格」の見直しについて（通知）

平素は、市行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、建設工事及び建設コンサルタント等の業務における「最低制限価格」及び「失格基準価格」につきまして、国及び中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル等において、ダンピング対策の強化を図るため、低入札価格調査基準価格の見直し（引上げ）が行われました。

これに伴い、当市の建設工事及び建設コンサルタント等の業務における最低制限価格及び失格基準価格の見直しを、下記のとおり行いますので通知します。

記

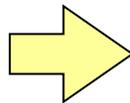
1 「建設工事」における最低制限価格の見直し（改正）点

最低制限価格の上限を「90/100」から「92/100」に、下限を「70/100」から「75/100」に改正する。

（国及び同モデルの改正に準じる。）

<現行>

【範囲】 予定価格の 70/100~90/100
【計算式】
直接工事費 × 0.97
共通仮設費 × 0.90
現場管理費 × 0.90
一般管理費等 × 0.55
合計額 × 1.08



<改正後>

【範囲】 予定価格の 75/100~92/100
【計算式】
直接工事費 × 0.97
共通仮設費 × 0.90
現場管理費 × 0.90
一般管理費等 × 0.55
合計額 × 1.08

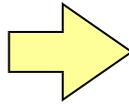
2 建設工事における失格基準価格の見直し（改正）点

失格基準価格の上限を「90/100」から「92/100」に、下限を「70/100」から「75/100」に改正する。

（裏面へ）

<現行>

【範囲】 算定対象入札者が5者以上 【上限】 90/100 【下限】 70/100



<改正後>

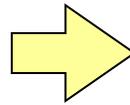
【範囲】 算定対象入札者が5者以上 【上限】 92/100 【下限】 75/100

- 3 「建設コンサルタント等の業務」における最低制限価格の見直し（改正）点
測量業務の上限を「80/100」から「82/100」に改正する。
地質調査業務における諸経費の算定割合を「0.45」から「0.48」に改正する。

(1) 測量業務

<現行>

【範囲】 予定価格の 60/100~80/100
【計算式】
直接測量費 } 合計額 共通仮設費 } × 1.08 諸経費 × 0.48 }



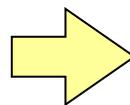
<改正後>

【範囲】 予定価格の 60/100~82/100
【計算式】
直接測量費 } 合計額 共通仮設費 } × 1.08 諸経費 × 0.48 }

(2) 地質調査業務

<現行>

【範囲】 予定価格の 2/3~85/100
【計算式】
直接調査費 } 合計額 間接調査費 × 0.90 } × 1.08 解析等調査業務費 × 0.80 } 諸経費 × 0.45



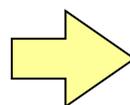
<改正後>

【範囲】 予定価格の 2/3~85/100
【計算式】
直接調査費 } 合計額 間接調査費 × 0.90 } × 1.08 解析等調査業務費 × 0.80 } 諸経費 × 0.48

- 4 建設コンサルタント等の業務における失格基準価格の見直し（改正）点
失格基準価格の上限額を「80/100」から「82/100」に改正する。

<現行>

【範囲】 算定対象入札者が5者以上 【上限額】 80/100 【下限額】 60/100



<改正後>

【範囲】 算定対象入札者が5者以上 【上限額】 82/100 【下限額】 60/100

5 適用期日

令和元年6月1日以降の入札の公告又は指名通知に係る競争入札の案件から適用しま
す。

*なお、ご不明の点がございましたら、以下までお問合せください。

佐久市役所契約課契約係
電話 0267-62-3084(直通)